

在学期間延長届および退学願の 提出期間について

下記の通り、対象者は提出期間内に手続きをしてください。

記

【提出期間】 平成31年2月1日（金）～3月1日（金）

【提出場所】 教務課総合文化大学院係
（アドミニストレーション棟1階5番窓口）

【対象者】

- ①平成31年3月末（またはそれ以前）に標準修業年限を迎える（もしくは既に迎えた）者で、在学期間の延長を希望する者
- ②平成31年3月末に在学年限に達する者
- ③平成31年3月末日付けで退学を希望する者

- ※ 在学期間延長届および退学願の所定用紙は大学院系のHPに掲載しているので、各自ダウンロードして使用すること。また、HPに掲載している記入上の注意を参照すること。
- ※ 授業料未納、書類不備の場合は受理しません。
- ※ 平成31年4月1日からの休学願または復学願を提出する者は、別途掲示「休学願及び復学願の提出期間について」を参照すること。また、在学期間延長届の提出は不要。
- ※ すでに休学を申請していて、休学の許可期間が4月1日を超えている者も、在学期間延長届の提出は不要。
- ※ 退学に伴い、奨学金に関する手続きが必要な場合があるので、事前に各自で確認のうえ、退学願を提出すること。
- ※ 提出期間内に手続きを済ませるよう早めに対応すること。

不明な点などは、大学院係まで問い合わせてください。